

Question (中古車の広告に新車の写真を流用)

販売価格を表示する登録済み未使用車(中古車)の写真が間に合わないため、同車種の新車の写真を流用して掲載したいのですが、可能でしょうか？

新車の写真を流用



登録済み未使用車

スカレット 1.0E (2WD)

販売価格(消費税・定期点検整備費用込)

89.9 万円

初度登録: H22 年	色: レッド	修復歴 なし
車検: H25 年 3 月	定期点検整備あり(納車時)	車台番号(下 3 桁) 818
走行距離: 4 km	保証付き(部分保証 1 年間走行無制限)	

登録済み未使用車とは、初度登録(届出)されていますが、使用又は運行に供されていない車両です。

Answer たとえ同車種・同グレードであっても、**実際販売する登録済み未使用車(中古車)の写真**を掲載することが必要です。

Hint!

規約では、中古車の写真やイラストと販売価格を併用して表示する場合は、その写真やイラストに使われている中古車の販売価格を表示することとなっています。

(特定事項の表示基準) 規約第 13 条第 1 号

(1) 写真、イラスト等

中古自動車の写真、イラスト等と販売価格を併用して表示する場合は、その写真、イラスト等に使用する中古自動車の販売価格を表示する。